

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第11回 弁護士法の制定

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会会長 三澤 英嗣 (48期)

1 現在の弁護士法は、昭和24年に、昭和8年法律第53号の弁護士法を全部改正したものです。今回の表題である「弁護士法の制定」は、この昭和8年弁護士法（旧弁護士法）より遡ること40年前、明治26年弁護士法（旧旧弁護士法）についてのお話です。

2 明治政府は、資本制生産の急速な導入を図るため、そして、諸外国と不平等条約改正交渉をするために、近代的法治国家の体制を急ぎ整えました。

まず、明治13年に刑法典と治罪法が布告されました。ついで、明治22年2月11日、大日本帝国憲法が公布され、翌明治23年2月10日、裁判所構成法が公布されました。これにより、外形的には日本の司法制度は確立したことになります。

ついで、明治23年4月から10月にかけて、民法（明治23年法律第28号）（明治23年法律第98号）、商法（明治23年法律第32号）、民事訴訟法（明治23年法律第29号）、刑事訴訟法（明治23年法律第96号）などが公布され、法典整備もほぼ完了しました。

3 ところが、代言人規則に替わる旧旧弁護士法が公布されたのは、裁判所構成法から遅れること3年、明治26年3月4日です。

このように弁護士法の制定が遅れたのは、政府と在野法曹との間で、弁護士の職務範囲をめぐる対立があったからとされています。政府は、裁判所構成法が制定された明治23年の第1回帝国議会に弁護士法案を提出しましたが、この法案は、弁護士の経験年数と費用負担の両面から弁護士に厳しい職務制限を課すものでした。

同法案では、地方裁判所の弁護士として名簿登録後5年を経過しなければ控訴院の弁護士名簿に登録ができず、登録料として、大審院は500円、控訴院は300円、地方裁判所は100円という、当時としては著しく高額な登録料（免許料）を負担させる一方、それとは別に、審級によって保証金も預託させることになっていました。

ちなみに、当時の1円は、現在の2万円位の価値があるという見解によれば、地裁に名簿登録するだけで、約200万円が必要ということになります。

また、同法案には、弁護士の職務は、登録した審級の裁判所とその管轄内の下級裁判所に限定されるといふ審級制限と地域制限もありました。

4 このような二重、三重の職務制限は、代言人規則にもなかったもので、当時の政府が、弁護士制度について厳しく当たろうとしていたのがわかります。

当然、在野法曹側はこれに激しく反発し、議会においても、穂積陳重が地域制限に反対したことなどから、結局、本法案は撤回されました。

そして、地域制限や、審級制限、登録料納付を削減した法案が提案され、明治26年2月25日に、旧旧弁護士法が成立したのです。

5 それにしても、今から見ると、驚くような条文がありますので、紹介します。

ちなみに、旧旧弁護士法の原文は、国立公文書館のWEBで閲覧できます。（https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F000000000000015393）

旧旧弁護士法抜粋

第一章 辯護士ノ資格及職務

第二條 辯護士タラムト欲スル者ハ左ノ条件ヲ具フルコトヲ要ス

第一 日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト

第四章 辯護士會

第十八條 辯護士ハ其ノ所屬地方裁判所毎ニ辯護士會ヲ設立ス可シ

第十九條 辯護士會ハ所屬地方裁判所檢事正ノ監督ヲ受ク

第二十三條 辯護士會ハ其ノ會則ヲ定メ檢事正ヲ經由シテ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第二十九條 檢事正ハ辯護士會ノ會場ニ臨席スルコトヲ得又會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十條 辯護士會ノ會議ニシテ法律命令及辯護士會會則ニ違フモノアルトキハ司法大臣ハ其ノ議決ヲ無効トシ又ハ其ノ議事ヲ停止スルコトヲ得



弁護士法・御署名原本・明治二十六年・法律第七号